

公共牧場・放牧をめぐる情勢

畜産局飼料課

令和7年11月
農林水産省

目 次

公共牧場編

・ 公共牧場の利用状況	2
・ 公共牧場の所有主体及び管理委託状況	6
・ 公共牧場の利用率	7
・ 公共牧場の経営形態	8
・ 公共牧場について<参考>	9

放牧編

・ 持続的な畜産物生産の在り方検討会と放牧	11
・ 放牧頭数・放牧戸数	12
・ 放牧の取組事例	13
・ 酪農における集約放牧	14
・ 肉用繁殖雌牛の放牧	15
・ 放牧実践の見える化（放牧畜産基準の認証制度）	16



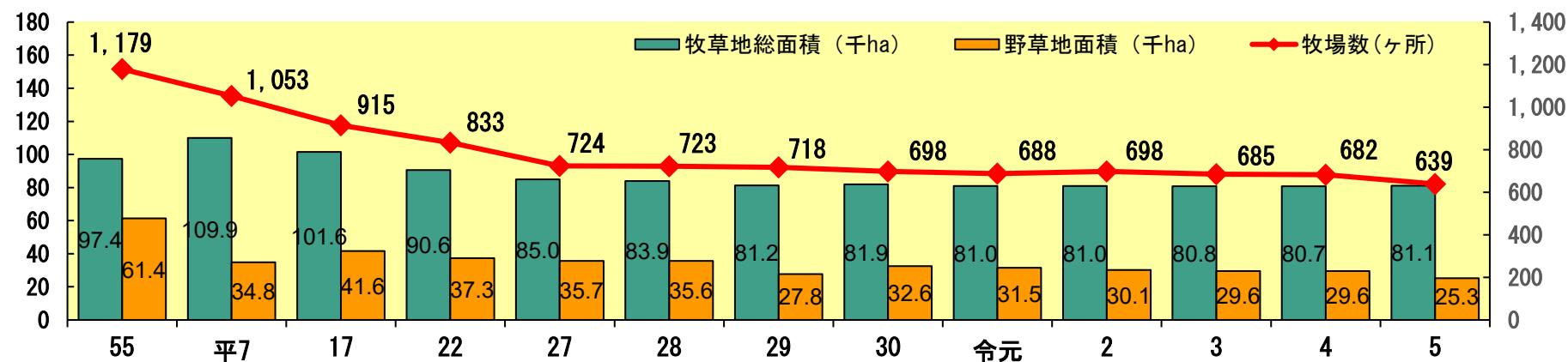
公 共 牧 場 編

本資料は、(一社)日本草地畜産種子協会等の協力により取りまとめたものである。

1. 公共牧場の利用状況

- ① 公共牧場数は、預託頭数の減少による休止や統廃合から近年減少傾向で推移し、令和5年度は639箇所。また、公共牧場数の減少に伴い、牧草地総面積も減少傾向で推移し、令和5年度は約8.1万ha。
- ② 公共牧場の利用頭数は減少傾向で推移しており、令和5年度の利用頭数(夏期:7月1日時点)は11.8万頭。畜種別では、乳用牛が8.3万頭、肉用牛が3.5万頭。

○公共牧場数及び牧草地総面積の推移

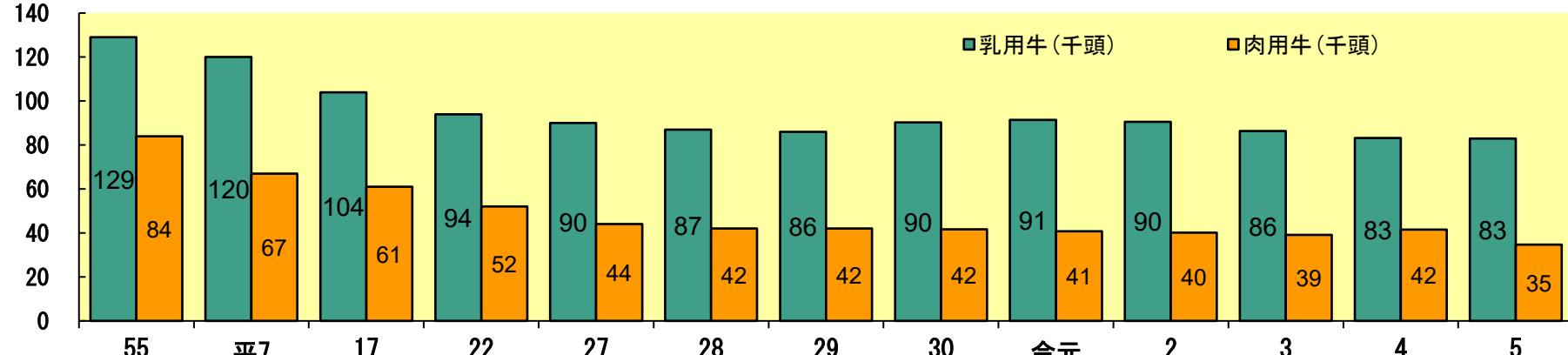


資料: (一社)日本草地畜産種子協会及び畜産局飼料課調べ

注1: 牧場数は、稼働している公共牧場の数であり、休止または廃止している牧場は含まない。

注2: 牧草地総面積は、採草地、放牧地及び採草・放牧兼用地の実面積であり、飼料畑面積は含まない。

○公共牧場利用頭数の推移



資料: (一社)日本草地畜産種子協会及び畜産局飼料課調べ

注: 利用頭数の集計対象は牛(乳用牛、肉用牛)のみ。

- ③ 夏期(7月1日時点)における総利用頭数に占める畜種別の割合は、乳用牛が約71%、肉用牛が約30%。また、地域別では、北海道で乳用牛の割合が約93%と高く、逆に都府県では肉用牛の割合が約64%と高い。
- ④ 1牧場当たりの夏期利用頭数は184頭、1牧場当たりの牧草地利用面積は111ha。
- ⑤ 公共牧場利用対象牛のうち、実際に公共牧場を利用した牛の割合は、全国で乳用牛が約16%、肉用牛が約4%。

○公共牧場の利用状況(令和5年度)

	牧場数 (箇所数)	利用頭数(千頭)(7月1日時点)			牧草地 総面積 (千ha)	うち 利用面積 (千ha)	野草地 面積 (千ha)	1牧場当たり		
		計	乳用牛	肉用牛				利用頭数 (頭) ①	利用草地 (ha) ②	1ha当たり 頭数 (頭/ha) ①/②
全国	639	118 (100%)	83 (70.5%)	35 (29.5%)	81.1	71.0	25.3	184	111	1.65
北海道	179	72 (100%)	67 (93.1%)	5 (6.9%)	47.8	42.6	7.1	403	238	1.69
都府県	460	45 (100%)	16 (35.6%)	29 (64.4%)	33.3	28.5	18.1	99	62	1.59

資料:畜産局飼料課調べ

○公共牧場利用対象牛における利用割合(令和5年度)

	乳用牛			肉用牛		
	公共牧場利用 対象牛 (千頭) ①	公共牧場 利用頭数 (千頭) ②	利用頭數 割合 ②/①	公共牧場利用 対象牛 (千頭) ③	公共牧場 利用頭数 (千頭) ④	利用頭數 割合 ④/③
全国	519	83	16.0%	912	35	3.8%
北海道	373	67	17.9%	114	5	4.8%
都府県	146	16	11.1%	798	29	3.7%

資料:公共牧場利用対象頭数は、農林水産省「畜産統計」(令和5年2月1日)。公共牧場利用頭数は、畜産局飼料課調べ(令和5年7月1日現在の頭数)。

注:乳用牛の放牧対象頭数は、未経産牛(2歳以上の未経産と2歳未満の計)に係るもの。

肉用牛の放牧対象頭数は、子取り用めす牛に一歳未満雌牛の1/2及び一歳未満雄牛の1/2を加算したもの。

四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

- ⑥ 公共牧場を利用する農家戸数は、全国で約7.7千戸。
公共牧場の管内または管外の農家の利用割合は、管内の農家の利用割合が約82%と高い。
- ⑦ 牛の飼養農家における公共牧場の利用状況は、全国で乳用牛飼養農家が約35%、肉用牛飼養農家が約8%。
また、都府県に比べ、北海道では乳用牛と肉用牛ともに公共牧場の利用割合が高い。

○公共牧場の利用農家戸数(管内・管外別)(令和5年度)

	利用農家戸数(戸)		合計
	管内	管外	
全国	6,283 (82.1%)	1,374 (17.9%)	7,657 (100%)
北海道	2,339 (83.3%)	469 (16.7%)	2,808 (100%)
都府県	3,944 (81.3%)	905 (18.7%)	4,849 (100%)

資料:畜産局飼料課調べ

○公共牧場の利用農家割合(令和5年度)

	乳用牛			肉用牛		
	農家戸数 (戸)①	利用農家 (戸)②	利用農家割合 ②/①	農家戸数 (戸)①	利用農家 (戸)②	利用農家割合 ②/①
全国	12,600	4,416	35.0%	38,600	3,241	8.4%
北海道	5,380	2,548	47.4%	2,180	260	11.9%
都府県	7,240	1,868	25.8%	36,400	2,981	8.2%

資料:農家戸数は、農林水産省「畜産統計」(令和5年2月1日)。利用農家戸数は、畜産局飼料課調べ。

注:肉用牛農家戸数は、子取り用めす牛飼養戸数。四捨五入の都合により、内訳と計が一致しない場合がある。

- ⑧ 公共牧場における牧草地面積は、約8.1万haで、我が国の全牧草地面積(58.9万ha)の約14%を占める。特に、都府県では、公共牧場が牧草地面積の1/3以上(36.7%)以上を占めており、重要な飼料基盤となっている。

○牧草地面積に占める公共牧場の牧草地面積のシェア(令和5年度)

	牧場数 (箇所数)	牧草地面積(ha) ①	公共牧場 牧草地総面積(ha) ②	シェア ②/①
全国	639	589,000 (100.0%)	81,126 (100.0%)	13.8%
北海道	179	498,100 (84.6%)	47,807 (58.9%)	9.6%
都府県	460	90,900 (15.4%)	33,318 (41.1%)	36.7%
東北	215	55,800 (9.5%)	19,142 (23.6%)	34.3%
関東	59	9,580 (1.6%)	4,275 (5.3%)	44.6%
北陸	16	1,690 (0.3%)	882 (1.1%)	52.2%
東海	15	1,520 (0.3%)	1,159 (1.4%)	76.3%
近畿	3	470 (0.1%)	71 (0.1%)	15.1%
中国四国	32	3,380 (0.6%)	2,584 (3.2%)	76.4%
九州	119	12,500 (2.1%)	5,167 (6.4%)	41.3%
沖縄	1	6,000 (1.0%)	38 (0.0%)	0.6%

資料：牧草地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」(令和5年)。牧場数及び公共牧場牧草地総面積は、畜産局飼料課調べ。

注：都府県の地域区分は、地方農政局等の地域区分と同一とした。

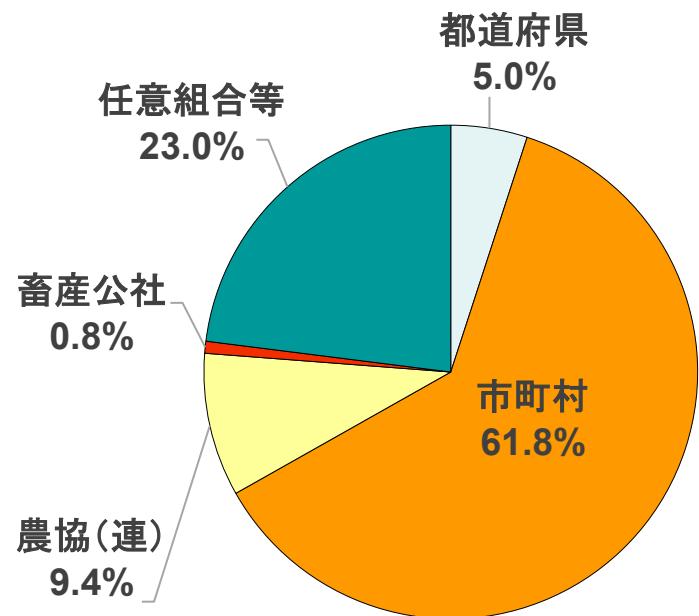
四捨五入の都合により、内訳と計が一致しない場合がある。

2.公共牧場の所有主体及び管理委託状況

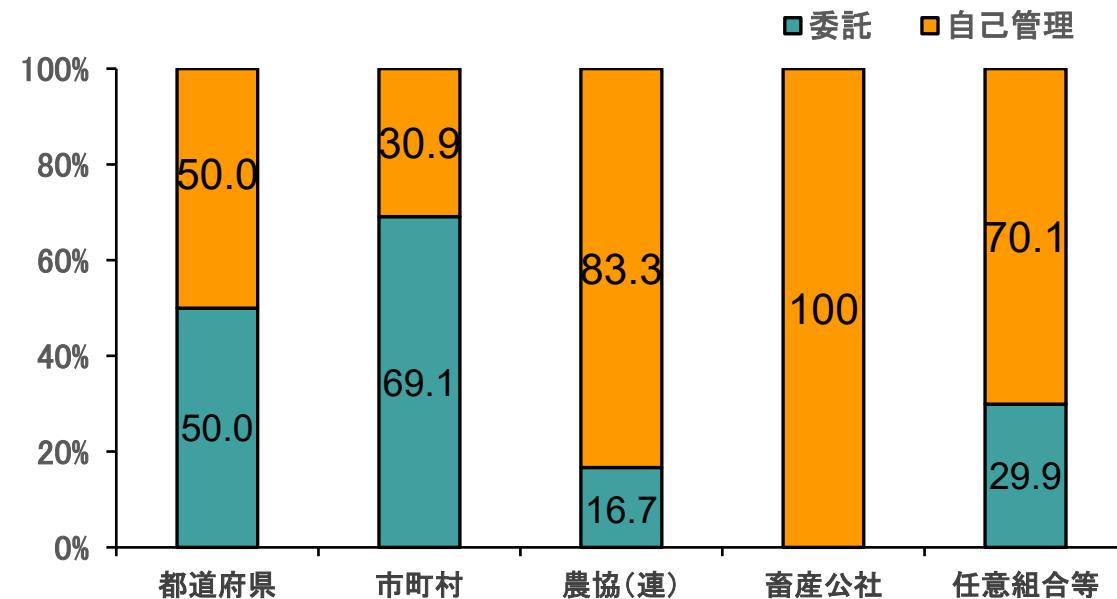
公共牧場の所有主体は、地方自治体所有が約67%、農協(連)所有が約9%、畜産公社所有が約1%、その他任意組合等所有が約23%。

管理主体別では、地方自治体所有の約68%が管理委託をしているのに対し、地方公共団体所有以外の牧場での管理委託割合は約25%。

○公共牧場の所有主体別の割合(令和5年度)



○所有主体別の管理委託割合(令和5年度)



資料:畜産局飼料課調べ

資料:畜産局飼料課調べ

3.公共牧場の利用率

公共牧場の利用率(受入頭数／受入可能頭数)は、令和5年度夏期で約68%、冬期で約81%。

また、全国の公共牧場における夏期の利用率別の割合は、次のとおり。

利用率90%以上の牧場が約34%

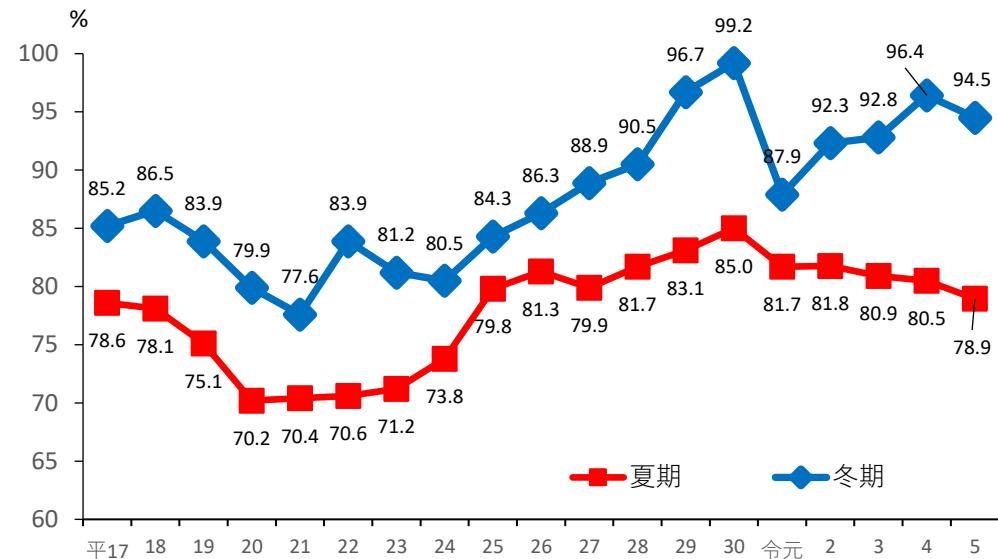
利用率70～90%の牧場が約19%

利用率50～70%の牧場が約18%

利用率50%未満の牧場が約29%

*受入可能頭数が不明な牧場(46件)を除く

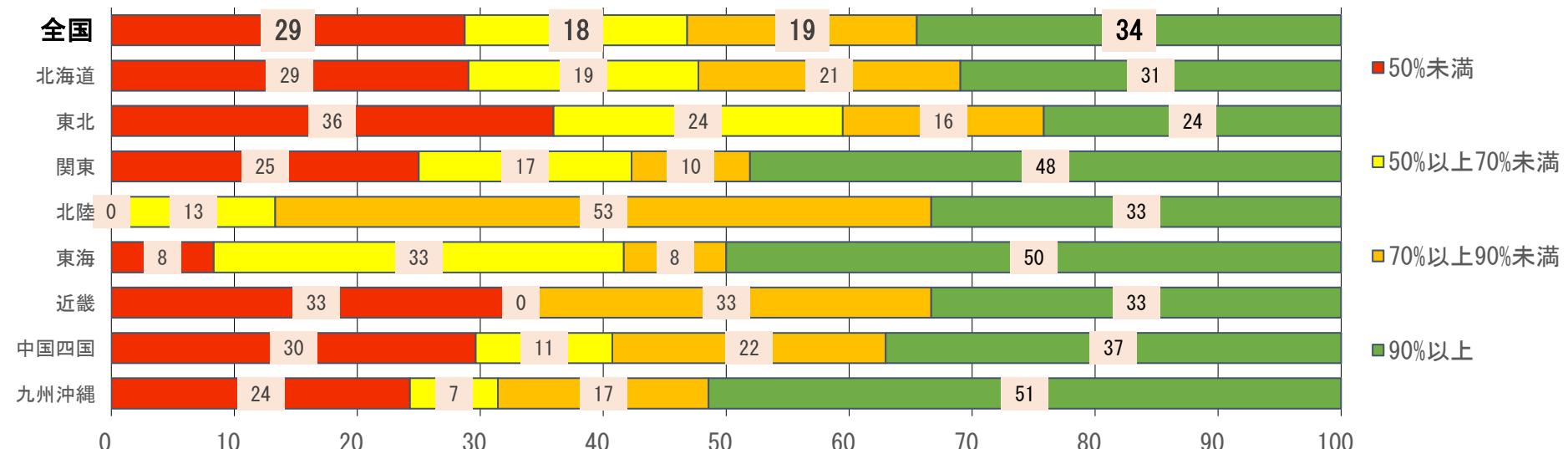
○公共牧場の利用率の推移



資料：(一社)日本草地種子協会及び畜産局飼料課調べ

注：令和5年度から算出方法を変更したため、データに連続性はない

○公共牧場における夏期の利用率別の割合(%)



資料：畜産局飼料課調べ

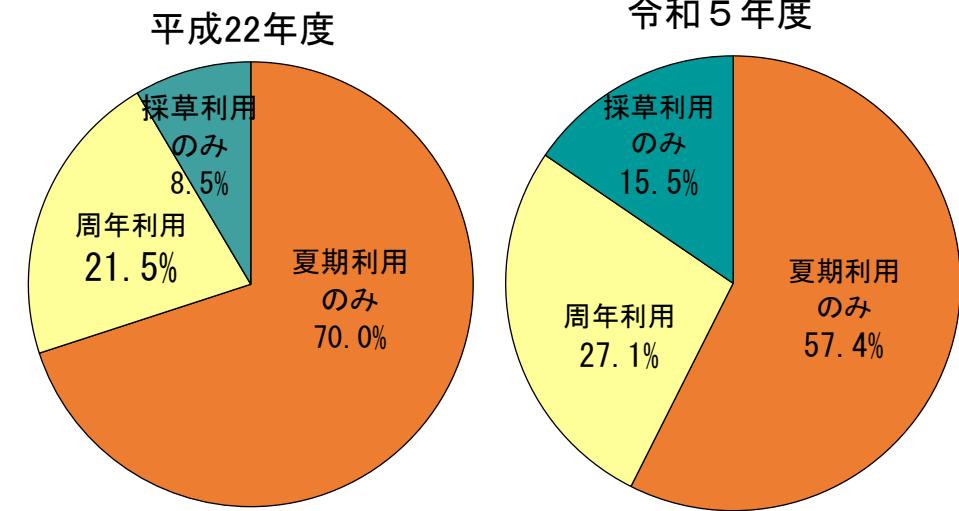
注：受入可能頭数が不明な牧場(46件)を除いて算出

4. 公共牧場の経営形態

公共牧場の経営形態は、令和5年度で夏期利用のみが約57%、周年利用が約27%、採草利用のみが約16%。

また、平成22年度と比較すると、周年利用の割合が増え、夏期利用のみの割合が減少。

○公共牧場の経営形態(平成22年度と令和5年度の比較)



資料: 畜産局飼料課調べ

5. 公共牧場における繁殖技術の実施状況

公共牧場における人工授精の実施率は、全国で約32%。

公共牧場における受精卵移植の実施率は、全国で約16%であり、特に都府県に比べ、北海道で実施率が高い。

○公共牧場における繁殖技術の実施状況(令和5年度)

	牧場数 (箇所数) ①	人工授精		受精卵移植	
		実施 牧場数 ②	実施率 ②/①	実施 牧場数 ③	実施率 ③/①
全国	639	205	32.1%	99	15.5%
北海道	179	67	37.4%	37	20.7%
都府県	460	138	30.0%	62	13.5%

資料: 畜産局飼料課調べ

放 牧 編

持続的な畜産物生産の在り方検討会と放牧

農林水産省生産局において、

我が国特有の営農条件の下で、畜産の持続的発展と環境負荷低減の両立を図りながら、食料自給率の向上、地産地消等の役割を果たしていく日本型の「持続的な畜産物生産の在り方」について検討を行い、令和3年6月に中間とりまとめを公表。この中で「放牧」については以下の通り記載。

持続的な畜産物生産の在り方検討会の中間とりまとめ

戦略に基づく今後行うべき主な具体的取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

- (1) 家畜改良
 - 【生産】家畜改良増殖目標に掲げた飼料利用性の向上等に向け効率的な家畜改良を引き続き推進
 - 【研究】高い耐病性を有する家畜への改良
- (2) 飼料給与
 - 【生産】家畜の特性に留意しながら脂肪酸カルシウムやアミノ酸バランス飼料等の温室効果ガス削減飼料の利用推進
 - 【研究】新たな温室効果ガス削減飼料の探索
- (3) 飼養管理
 - 【生産】ICT機器や放牧（耕作放棄地含む）の更なる普及
 - 【研究】AIによる事故率の低減等の高度な飼養管理技術の開発
- (4) 家畜衛生・防疫
 - 【生産】埋却地の確保等、更なる飼養衛生管理基準の遵守徹底
 - 【研究】疾病の早期発見に資する新たな診断法等の開発

2. 耕種農家のニーズにあった良質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大

- 【生産】水分調整等の適切な実施、耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産、ペレット化等の更なる推進、堆肥の輸出の検討
- 【研究】ICT等を活用した家畜排せつ物処理の省力化、牛糞堆肥のペレット化技術の開発や堆肥の広域循環システムの構築

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

- 【生産】水田の汎用化の推進による飼料作物等生産の加速化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料生産の拡大
- 【研究】耐暑性、耐温性等に優れた品種開発等、低コスト化や多収性向上に向けた子実用とうもろこしの品種開発、耐久性に優れた生分解性サイレージラップフィルムの開発

4. 有機畜産の取組

- 【生産】有機農畜産物や消費者理解醸成のための取組の推進
- 【研究】有機飼料生産に適した飼料作物の品種、栽培方法の開発

5. その他畜産物生産の持続性に関する取組

- 【生産】農場HACCP、薬剤耐性対策、労働安全・人権の尊重、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証等の更なる推進
- 【研究】抗生剤に頼らない畜産生産技術の推進、アニマルウェルフェアに配慮した飼育管理技術の開発

6. 生産者の努力・消費者の理解醸成

- 生産者の努力：SDGsの達成に向け、1から5に掲げた取組を実践するとともに、取組の見える化を推進
- 消費者の理解醸成：畜産業の意義や環境負荷軽減の取組は生産性にも配慮しながら徐々に進むものであること、コスト増の取組は価格にも反映されることについての理解醸成

持続的な畜産物生産の在り方検討会中間とりまとめ～抜粋～

III. 戦略に基づく具体的な取組

1. 家畜の生産に係る環境負荷軽減等の展開

(3) 飼養管理

② 今後行うべき取組

放牧は、給餌や排せつ物処理等にかかる省力化や、草地・堆肥・牛の自然な循環サイクルの形成に繋がる技術であり、ICT等の活用により、更に省力的かつ環境負荷の低い飼養形態に改善されることが期待される。

このため、

○ 生産段階では、

- ・ICT等を活用した機器導入や周年や耕作放棄地の活用を含めた放牧の一層の推進

○ 研究段階では、

- ・ICT等による放牧管理システム等による省力的な放牧の技術開発等に取り組んでいくことが必要である。

3. 国産飼料の生産・利用及び飼料の適切な調達の推進

(2) 今後行うべき取組

放牧の実施に当たっては、円滑な土地利用調整の解決が必要であるとともに、ICT等の活用においては中山間地の放牧地の地形の影響による電波不通などに対応するためのインフラ整備や放牧の技術者の養成も必要となる。

このため、

○ 生産・流通段階では、

- ・条件不利な農地等における飼料生産や土地条件に応じた放牧の推進
- 研究段階では、
 - ・飼料作物を取り入れた地域輪作体系の確立、放牧主体の飼養で放牧ができない期間分の越冬用粗飼料生産のみを行う粗放的な肉用繁殖経営の普及拡大等に取組むことが必要である。

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、令和3年6月、我が国で持続的な畜産物生産を行うために必要となる環境負荷低減、耕畜連携などの取組の方向性を提示しました。

ここでは、持続的な畜産物生産の在り方検討会の配付資料及び議事概要、中間とりまとめ等について掲載しています。

持続可能な畜産物生産について:農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/zizoku.html



放牧頭数・放牧戸数

○ 令和5年度の放牧頭数を畜種別にみると、

乳用牛(酪農)では、全国の飼養頭数の約16%の21.5万頭、肉用牛(繁殖)では、全国の約12%の8.0万頭。

また、地域別では、都府県よりも北海道の放牧利用の割合が高い。北海道、都府県ともに乳用牛よりも肉用牛の放牧利用の割合が高い。

○ 令和5年度の放牧戸数を畜種別にみると、

乳用牛(酪農)では、自ら放牧を行う経営内放牧が1.9千戸、公共牧場を利用している経営が4.4千戸、

肉用牛(繁殖)では、経営内放牧が2.2千戸、公共牧場を利用している経営が3.2千戸。

放牧頭数(令和5年)

区分		乳用牛 (酪農)	肉用牛 (繁殖)
全国	飼養頭数	135.6	64.5
	放牧頭数	21.9 (16.1%)	7.9 (12.3%)
	経営内放牧	16.1 (11.9%)	5.8 (8.9%)
	公共牧場	5.8 (4.3%)	2.1 (3.3%)
北海道	飼養頭数	84.3	7.6
	放牧頭数	20.8 (24.6%)	3.4 (44.2%)
	経営内放牧	15.7 (18.6%)	3.0 (39.7%)
	公共牧場	5.1 (6.0%)	0.3 (4.5%)
都府県	飼養頭数	51.3	56.9
	放牧頭数	1.1 (2.2%)	4.6 (8.0%)
	経営内放牧	0.4 (0.8%)	2.8 (4.8%)
	公共牧場	0.7 (1.3%)	1.8 (3.2%)

放牧戸数(令和5年)

区分		乳用牛 (酪農)	肉用牛 (繁殖)
全国	飼養農家戸数	12,600	38,600
	経営内放牧	1,901 (15.1)	2,564 (6.6)
	公共牧場利用戸数	4,416 (35.0)	3,241 (8.4)
北海道	飼養農家戸数	5,380	2,180
	経営内放牧	1,779 (33.1)	492 (22.6)
	公共牧場利用戸数	2,548 (47.4)	260 (11.9)
都府県	飼養農家戸数	7,240	36,400
	経営内放牧	122 (1.7)	2,072 (5.7)
	公共牧場利用戸数	1,868 (25.8)	2,981 (8.2)

資料:農林水産省飼料課調べ(令和5年度概算値)

飼養農家戸数は畜産統計(令和5年2月1日現在)

注1:経営内放牧と公共牧場利用は、重複している場合を含む。

注2:肉用牛(繁殖)の飼養農家戸数は、子取り用の繁殖雌牛飼養戸数。

資料:放牧頭数は農林水産省飼料課調べ(令和5年度概算値)

飼養頭数は畜産統計(令和5年2月1日現在)

注1:放牧頭数は、経営内放牧と公共牧場に預託して放牧されている頭数の計であり、重複している場合を含む。

注2:肉用牛(繁殖)の飼養頭数は、子取り用の繁殖雌牛(1歳未満を含む)頭数

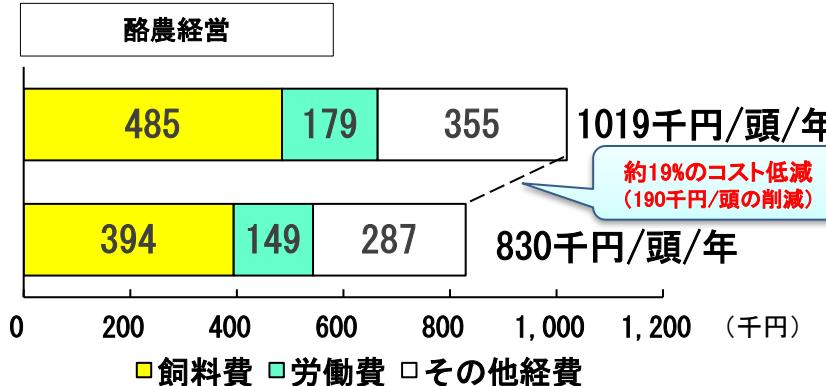
注3:データの集計方法が変更となったため、令和4年度以前のデータとの連続性はない。

酪農における放牧

- 放牧の導入により、牛の飼養管理時間の短縮や飼料生産の省力化が可能となり、飼料生産及び家畜飼養管理に係るコストが削減可能です。さらに、牛の健康状態が改善されることで繁殖能力の向上も期待される。
- 一方、放牧を中心とした酪農を行う場合、毎日搾乳を効率的に行うためには草地や牛舎の立地上の制約がある。また、乳量の減少や乳脂肪分の季節変動が起こりやすい等、技術的な課題もある。

放牧による飼養管理のコスト削減効果の試算

舍飼
放牧



注:令和5年畜産物生産費(牛乳生産費北海道50～100頭規模)
から搾乳牛通年換算1頭当たりの生産費を試算
<前提条件>経産牛50～100頭規模、放牧期間5～10月(6か月)

集約放牧

集約放牧は、草地を複数の区画に分けて順番に放牧することにより草地の利用と回復を繰り返し、牛に効果的に栄養価の高い牧草を採食させる放牧方式。北海道を中心に行われており、酪農経営で多く取り組まれている。

	飼養戸数	頭数
全国(A)	13,300戸	862千頭
うち集約放牧(B)	282戸	29千頭
B/A(%)	2%	3%

資料:集約放牧実戸数・頭数は(一社)日本草地畜産種子協会調べ、

注:全国(A)の飼養戸数と頭数(経産牛)は畜産統計(令和4年2月1日現在)

放牧酪農推進のまち(北海道足寄町)の取組

- ・ 積極的に放牧を活用することで、生産コストの低減、健康な牛づくり、ゆとりある酪農を実現。
- ・ 初期投資が少ない放牧酪農による新規就農や放牧酪農研修会等による地域の活性化を実現。
- ・ 足寄町は平成16年に「放牧酪農推進のまち」と宣言し、約4.5割の酪農家が放牧を実施。R7(放牧33戸/酪農家73戸)

都府県における放牧酪農の取組(熊本県S牧場)

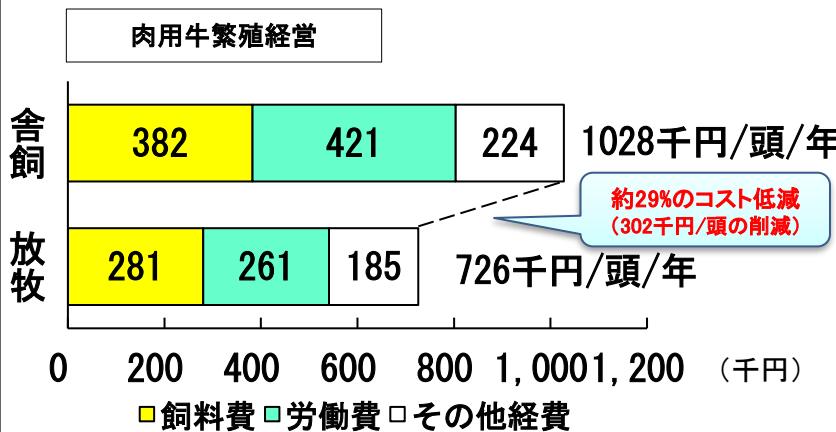


- ・ 成牛49頭を周年放牧で飼養営(R7.7月時点)。
- ・ 草地(17ha)はイタリアンライラグラスとフェストロ、多年生ライグラス等。
- ・ 水田(3ha)で稲WCS、イタリアンライグラスを生産。

肉用繁殖雌牛の放牧

- 肉用繁殖雌牛の放牧は、個々の経営内による活用に加え、公共牧場や中山間地域の耕作放棄地等を利用した取組も進められており、飼養管理のコスト削減や繁殖性の回復及び地域の活性化等に貢献している。
- 一方、肉用繁殖雌牛の小規模移動放牧の実施にあたっては、牧養力の維持や飲水の確保、さらに周辺住民の理解醸成等の課題がある。

放牧による飼養管理のコスト削減効果の試算



農林水産省では、放牧に関する技術・予算・データ等を網羅的にまとめて公表しています。

放牧の部屋(農林水産省Webサイト)

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html>

2次元バーコードはコチラ⇒



福井県坂井市 福井県畜産試験場の取組

■放牧面積:約8ha、放牧頭数:9頭

■概要

- ・福井県のブランド和牛「若狭牛」の子牛を増やすため、妊娠にくい若狭牛の母牛を畜産農家から預り、4~11月の期間に放牧する「リハビリ放牧」をH23年から実施。
- ・自然環境下での放牧により、母牛のストレス軽減・体重管理を図り、妊娠率の向上を目指す。妊娠後は母牛を畜産農家へ戻す。
- ・本取組により、農家の繁殖管理に係る労働力軽減と併せて子牛の安定供給に寄与。

牛No	処理方法	回数	妊娠		
1	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	4	(-)
2	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	4	(-)
3	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	4	(+)
4	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	1	(+)
5	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	4	(+)
6	CIDR PG注入	LHRH 100	ET	1	(+)
7	CIDR PG注入	LHRH 100	ET中止 ET	1	(+)
8	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	1	(+)
9	CIDR PG注入	LHRH 100	ET	1	(+)
10	CIDR PG注入	LHRH 100 AI	翌日 Jod注入	1	(+)

長期不受胎牛において放牧による受胎促進効果が示されている

R6年度リハビリ放牧実績
受胎率80%, (ET: 100%, AI: 71.4%)



放牧の取組事例

北海道津別町 (有)石川ファーム

- 平成12年に有機酪農を目指し、津別町有機酪農研究会を設立。
- 平成17年に完全有機に転換。翌年に日本初の有機牛乳のJAS認証を取得し、製品販売を開始。
- 有機自給飼料とともに有機畑作農家の飼料用とうもろこしを利用することで、飼料自給率は85%を達成。
- 作付面積80ha、飼養頭数115頭(R7)



島根県邑南町 農事組合法人須磨谷農場

- 耕作管理が困難な農地の保全を目的として、平成15年に放牧を開始。
- 周年親子放牧を実施し、2群編成することで、放牧圧の適正化と放牧利用日数増加を図っている。
- キャトルステーション・農研機構・JA・県等と連携した飼養管理改善の取組等により収益の向上を図る。
- 放牧面積11.7ha、放牧頭数14頭(R6)



島根県大田市 かわむら牧場

- スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトにて、「荒廃農地の再生による環境保全効果と生産性の高いスマート放牧体系の実証」を西日本スマート放牧コンソーシアムの一員として実施。(R4～R5)
- 大田市共同放牧場にて、放牧牛にGPS機器を装着させ、放牧看視の省力化技術の検証を実施。
- 放牧面積37ha 放牧頭数53頭(R6)



長崎県平戸市 石原放牧部会

- 平戸市生月町では、従来より共同牧野を中心に行放牧を実施。
- 平成24年に畜産農家3戸が放牧部会を設立。耕作放棄地を利用した黒毛和種繁殖雌牛の放牧を開始。
- 耕作放棄地の解消により景観が改善され、周辺地域は観光PRや自動車CM、映画撮影に利用。
- 放牧面積3.72ha、放牧頭数11頭(R7)



山口県山口市 山口型放牧あとう協議会

- 平成22年から転作田や耕作放棄地などで山口型放牧を開始。
- 平成25年にはJAが中心となって協議会を設立し、和牛改良組合による放牧牛の貸出と農事組合法人による放牧管理の取組を開始。
- 現地検討会や研修会を開催。肉用牛経営の省力化や農地保全に貢献。
- 放牧面積25.6ha、放牧頭数63頭(R6)



群馬県吾妻郡長野原町 群馬県浅間家畜育成牧場

- 昭和27年に開放した県営牧場であり、主に県内の酪農家から乳用育成牛を受託し、人工授精や受精卵移植を実施。
- 補助事業を活用して牛舎整備や草地整備改良等を行い、周年で受入れ。
- 牧場内的一部分に一般観光客の見学コースを設置するなど酪農への理解醸成に貢献。
- 放牧面積 240.5ha、放牧頭数 352頭(R6)



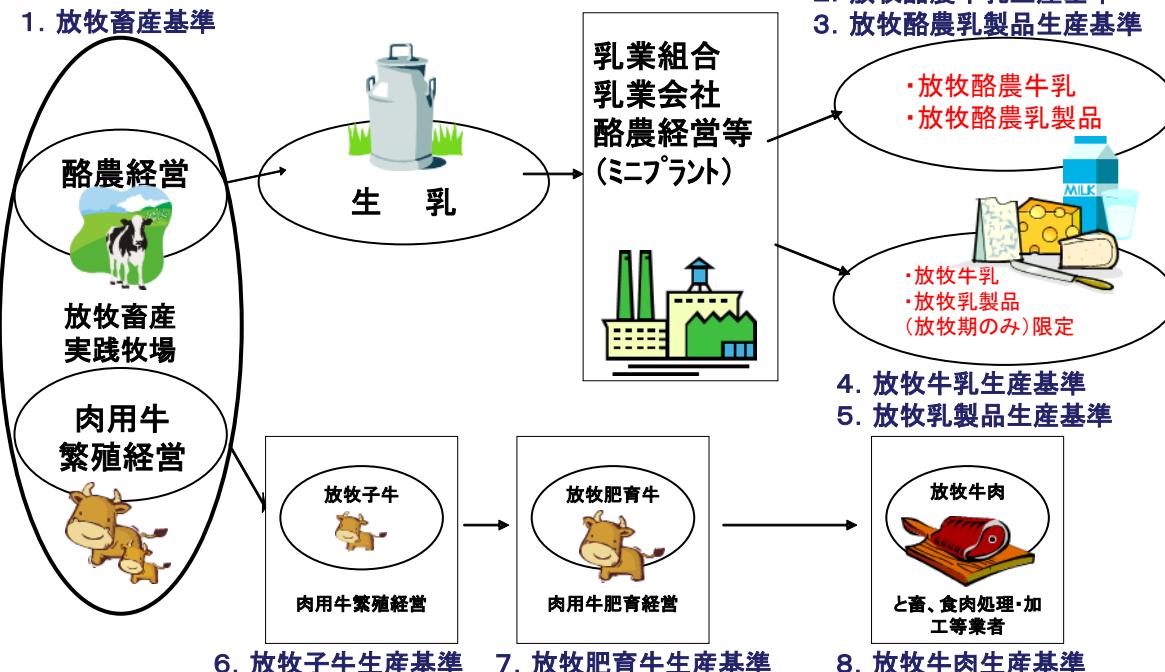
放牧実践の見える化(放牧畜産基準の認証制度)

- (一社)日本草地畜産種子協会では、平成21年から、放牧に取り組む牧場のうち、放牧面積や放牧期間について一定の要件を満たす牧場を「放牧畜産実践牧場」として認証。また、これに併せて、放牧畜産実践牧場で生産される牛乳、アイスクリーム等の畜産物の認証も実施。
- 令和7年10月現在では、牧場で144件、畜産物では22件(※牛乳8件、アイスクリーム2件、チーズ9件、バター3件、ヨーグルト6件、その他乳製品3件、牛肉1件)、放牧子牛で2件、放牧肥育牛で1件がそれぞれ認証されている。

※複数種類の畜産物で認証を取得している牧場があるため、合計数は22件に一致しない。

■ 放牧畜産の生産フローと8つの基準認証

放牧畜産物を生産する牧場における飼養管理事項の基準を定めた「放牧畜産基準」の他、酪農では4つの生産基準、肉用牛では3つの生産基準を策定。



※ 放牧畜産基準認証マーク
放牧畜産認証が得られた畜産物等に使用が認められる。

	認証の種類	件数
1	放牧畜産基準(放牧畜産実践牧場(注))	牧場 144
2	放牧酪農牛乳生産基準	畜産物 8
3	放牧酪農乳製品生産基準	畜産物 13
4	放牧牛乳生産基準	畜産物 1
5	放牧乳製品生産基準	畜産物 1
6	放牧牛乳生産基準	畜産物 1
7	放牧子牛生産基準	子牛 2
8	放牧肥育牛生産基準	肥育牛 1
9	放牧牛肉生産基準	畜産物 1

注：令和7年10月現在、放牧畜産実践牧場内訳 酪農130件 肉用牛(繁殖)14件